

(公印省略)

介護第0417002号

令和2年4月17日

各地域密着型サービス事業所管理者 殿

宇佐市介護保険課長

運営推進会議の開催義務の代替措置について(通知)

平素から、宇佐市介護保険事業の円滑な運営にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和2年3月31日付け介護第0331005号通知にて、地域密着型サービス事業所に義務付けられている運営推進会議の定期的な開催について、4月13日以降、国が示した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、換気の悪い密閉空間で、多くの人が集う密集場所、近距離で会話する密接場面といういわゆる3密(密閉・密集・密接)が重なる場を徹底的に回避する対策を講じた上で、開催が困難と判断された場合については、会議を開催する代わりに、議事を出席予定者に送付し、意見を求め集約し、その結果を市へ報告すること(以下、「代替措置による開催」)で、会議が開催されたものとみなす取り扱いとする旨通知しました。

今般、国の緊急事態宣言の実施区域が全都道府県に拡大されたことを鑑み、本取り扱いを**5月6日までの期間**においては、**運営推進会議の開催について、原則として、代替措置による開催とすること**とします。

なお、本通知による取り扱いは、対面による運営推進会議の開催を妨げるものではありませんが、開催を予定している事業所につきましては、再度、代替措置での開催についてご検討いただきますようお願いいたします。また、対面による運営推進会議を開催される場合は、十分な対策を講じた上で開催いただきますようお願いいたします。

担当:介護給付係 山崎

電話:0978-27-8149(直通)